

農委，すながわ

砂川市農業委員会だより

加入しませんか？

農業者年金に

北吉野町 関尾昂人さん・利沙さんご夫婦

農業者年金は、①農業に年間60日以上従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者の要件を満たす方であれば、どなたでも加入いただけます。

北吉野町の関尾昂人さん・利沙さんもご夫婦で農業者年金に加入されています。加入の理由について、昂人さんからは「将来、国民年金だけでは生活に不安があり、また、農業者年金には社会保険料控除など税制面で大きな優遇があるため、夫婦で加入しました。」とお話いただきました。

実際、国民年金の支給額は月額で最高約6万9千円であり、夫婦お二人でも約13.8万程度ですが、高齢農家世帯の家計費は夫婦お二人で約25.1万円が必要とされており、**月額約10万円の不足**が生じます。この不足分を補うため、農業者年金が大きな支えとなります。特に、農家の方は一般的に長寿であり、今後も予測できない経済情勢の変動や思わぬケガ、病気などへの備えが重要です。

月額2万円（40歳未満の方は1万円から）から加入できる農業者年金のご相談は、農業委員会事務局またはJAまで、お気軽にご相談ください。